





無線局の種類 中線電力による。料 (単位円)	船舶局(総トン数一〇ワット以下のもの)	五〇〇ワットを超え一八八、五〇〇ワット以下二〇〇のもの	五〇〇ワットを超え一六四、六〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超え一〇〇〇、五〇〇ワット以下の四〇〇のもの	五〇〇ワットを超え一八八、五〇〇ワット以下二〇〇のもの	五〇〇ワットを超え三二四、八〇〇のもの
	船舶局(総トン数一〇ワット以下のもの)	五〇〇ワットを超え一六、八〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超え一〇〇、二〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超え一〇〇、二〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超え一〇〇、二〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超え一〇〇、二〇〇ワット以下のもの

五 放送局	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのも及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのも	三 船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのも及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのも	四 基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	五 テレビジョン基幹放送局
	五〇ワットを超え一四、七〇〇のもの	六、七〇〇のもの	一〇・一ワット以下一三、一〇〇のもの	一〇・一ワット以下一三、一〇〇のもの

六 実験等無線局	七 アマチュア無線局	八 その他の無線局	三 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。	六 実験等無線局	七 アマチュア無線局	八 その他の無線局	三 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。
				一〇キロワットを超え三、四八〇のもの	五〇ワット以下の五、六〇〇のもの	五〇ワットを超え八、〇〇〇のもの	五〇ワットを超え二五、九〇〇のもの

四 以下のも	五 一〇ワットを超え一キロワット以下二七、四〇〇のもの	六 一キロワットを超え一〇キロワット以下九〇、九〇〇のもの	七 一〇キロワットを超えるもの	四 以下のも	五 一〇ワットを超え一キロワット以下二七、四〇〇のもの	六 一キロワットを超え一〇キロワット以下九〇、九〇〇のもの	七 一〇キロワットを超えるもの
				一〇ワットを超え一〇〇ワット以下一〇、六〇〇のもの	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下一〇、六〇〇のもの	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下一〇、六〇〇のもの	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下一〇、六〇〇のもの

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について落成後の検査が同時に行われるときに当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該落成後の検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該落成後の検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額(多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする)を減じた額

前三項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあっては、二、四五〇円)とする。

(変更検査手数料)

第四条 法第十八条の規定による検査(法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種類に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあっては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種類並びに当該装置の種類及び規模に應ずる次の乙表による

5

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について落成後の検査が同時に行われるときに当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該落成後の検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該落成後の検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額(多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする)を減じた額

前三項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあっては、二、四五〇円)とする。

(変更検査手数料)

第四条 法第十八条の規定による検査(法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種類に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあっては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種類並びに当該装置の種類及び規模に應ずる次の乙表による

る額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種類別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）

二 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類別及びその規模に応ずる次の丁表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額

甲表

無線局の種類別	検査手数料 (単位)
一 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	一七、 〇五〇
二 総トン数五〇〇ト未満の 漁船の船舶局	一〇、 〇六〇
三 船舶の無線局で無線設備が 遭難自動通報設備又はレ ーダーのみのも及び航 空機の無線局で無線設備 がレーダーのみのも	一〇、 〇六〇
四 基幹放送局（テレ ビジョン基 幹放送 局） 基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	七、 七〇〇

局を除く。	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ットを超え るもの	基本送信機の 空中線電力 が三ワット を超えるも の	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	基本送信機の 空中線電力 が三ワット を超えるも の	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	基本送信機の 空中線電力 が三ワット を超えるも の
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇

乙表

無線局の種類別	装置	検査手数料 (単位)
一 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
二 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
三 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
四 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
五 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
六 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
七 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
八 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
九 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
十 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇

無線局の種類別	装置	検査手数料 (単位)
一 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
二 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
三 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
四 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
五 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
六 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
七 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
八 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
九 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇
十 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶 局を除く。）及び航 空機局	無線局の 種類 規 模 (空中 線電 力) を 超 え る も の	一三、 〇八〇

四 基幹放送局(テレビジョン放送局を除く)					
送信機					
一超トワ ○えをッ	一の以ッ も下トワ	一超トワ ○えをッ	一も下トワ ○えをッ	一も下トワ ○えをッ	一も下トワ ○えをッ
八七、 ○		六八、 ○	五九、 ○	四五、 ○	二六、 ○
					六、 ○

五 テレビジョン放送局					
送信機					
送信機			送信機		
三超トワ ワえをッ	○も下トワ の以ッ	○の信る も機送	三超トワ の信の以 も機送	○も機送 の信の以	○もえをッ の超トワ
二六、 ○	六、 ○	四五、 ○	二六、 ○	六、 ○	一一、 ○

一をッ 超トワ	○も下トワ の以ッ	一超トワ ○えをッ	一の以ッ も下トワ	一も下トワ ○えをッ	一も下トワ ○えをッ	三超トワ の以ッ
一七六、 ○		一三〇、 ○	八七、 ○	六八、 ○		四五、 ○

六 実験等無線局						
送信機						
送信機			送信機			
五超トワ えをッ	○も下トワ の以ッ	五超トワ ○えをッ	五の以ッ も下トワ	三超トワ の信る超 も機送	○も機送 の信の以	○もえ のる
一四〇、 ○		六、 ○	四、 ○	四五、 ○	二六、 ○	六、 ○

八 その他の無線局				七 アマチュア無線局			
送信機		送信機		送信機		送信機	
トワ	超ト	五ワ	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ
を	え	を	も	下	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八、二	〇	〇	六、五	〇	四、三	〇	〇

送信機		送信機		送信機		送信機	
五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ
を	え	を	も	下	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六、五	〇	〇	四、三	〇	〇	二、四	〇

送信機		送信機		送信機		送信機		送信機	
一ワ	超ト	五ト	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ
を	え	を	も	下	の	の	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六、五	〇	〇	四、三	〇	〇	二、四	〇	〇	〇

丙表

無線局		無線局		無線局		無線局		無線局	
一ワ	超ト	五ト	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ
を	え	を	も	下	の	の	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五〇、七	〇	〇	一七、一	〇	〇	二七、〇	〇	〇	〇

丁表

無線局		無線局		無線局		無線局		無線局	
一ワ	超ト	五ト	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ
を	え	を	も	下	の	の	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一七、七	〇	〇	四、一五	〇	〇	六、八	〇	〇	〇

二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあっては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。	五〇〇ワットを 超え五〇〇 ワット以下 のもの	二四、一〇〇
	五〇〇ワット を超え五キ ロワット以 下のもの	三六、八〇〇
	五キロワット を超えるもの	四四、四〇〇

2 二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあっては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に次ぎる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び

当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の多重放送をする無線局の規模に次ぎる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、一六、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、三〇〇円）のいずれか低い額とする。

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項の規定による額から、当該変更検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

甲表

基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一 〇・一ワット以下のもの	五、四〇〇
二 〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	一八、〇〇〇
三 三ワットを超えるもの	三一、四〇〇

乙表

装置の種類	規模（空中線電力による）	検査手数料（単位円）
送信機	〇・一ワット以下のもの	三、七五〇
	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	六、三〇〇

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法によつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあっては、二、四五〇円とする。）

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合には、一三、三〇〇円とする。）

二 送信機以外の装置	〇・一ワットを超え三ワット以下の送信機のもの	三、七五〇
	三ワットを超える送信機のもの	一〇、五〇〇
	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	二〇、一〇〇
	一〇キロワットを超え一キロワット以下のもの	一五、九〇〇
	三ワット以下のもの	一二、六〇〇
	一〇ワットを超え一〇ワット以下のもの	一一、〇〇〇
	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一五、九〇〇
	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	二〇、一〇〇
	一〇キロワットを超え一キロワット以下のもの	一五、九〇〇

（無線局に関する情報提供手数料）

第五条 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者が納めなければならない手数料の額は、情報の提供の方法に従い、次の表による額とする。

情報の提供の方法	情報提供手数料（単位円）
一 用紙に出力したものの交付	一、二〇〇
二 電磁的方法（電子情報処理組織を、一、一五〇円）	一、一五〇

（特定無線局の免許申請手数料）

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、二〇〇円（再免許を申請する場合にあっては、四、八〇〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許を申請する場合には、七、三〇〇円（再免許を申請する場合には、三、三三〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合には、一七四、一〇〇円）とする。

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合には、前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

（無線局の登録申請手数料）

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円（再登録を申請する場合にあっては、一、四五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合には、一、七〇〇円（再登録を申請する場合には、一、〇五〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合には、一七四、一〇〇円）とする。

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合には、前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

（無線局の登録申請手数料）

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円（再登録を申請する場合にあっては、一、四五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合には、一、七〇〇円（再登録を申請する場合には、一、〇五〇円）とする。

第九條	法第二十七條の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、二、一五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四〇〇円）とする。	
第十條	法第三十七條の規定による検定を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該検定を受ける機器の種類に従い、次の表による額とする。ただし、総務大臣が告示をもつて定めるところにより当該検定に係る検定手続の一部を省略する場合にあつては、当該検定を受ける機器に係る同表による額の二分の一に相当する額とする。	
一	周波数測定装置	検定手数料 (単位円)
二	レーダー	七四〇、四〇〇
三	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	一〇〇
四	法第三十三條の規定により備えなければならない無線設備の機器(三の項に掲げるものを除く。)	一五六メガ送受信機 三九、三〇〇 ヘルツから一五七・四ヘルツまでの送受信機 七八三、二〇〇 波数の電波を受信する無線電話の機器 七五四、七〇〇 その他の周波数の電波を受信する無線電話の機器 一、〇〇〇 波数の電波を受信する無線電話の機器 八二、三〇〇 送信機 一、〇〇〇 受信機 八四〇、一〇〇

五	船舶地球局の無線設備の機器	一、二九六、〇〇〇
六	航空機に施設する無線設備の機器	一、六一、〇〇〇
七	デジタル選択呼出装置	七二六、二〇〇
八	狭帯域直接印刷電信装置	七一一、〇〇〇
九	衛星無線航法装置	八六八、〇〇〇
一〇	地上無線航法装置	七五四、七〇〇
一一	船舶自動識別装置	一、三〇〇
一二	その他のもの	八二五、〇〇〇

2 情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「六一、〇〇〇」とあるのは「六一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、三九、三〇〇」とあるのは「一、三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七一一、九〇〇」とあるのは「七一一、八〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、一〇〇」とあるのは「一、三六七、〇〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

第十三條	法第四十一條の規定による無線従事者試験を受ける者が納めなければならない手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に従い、次の表による額とする。	
資格	試験手数料 (単位円)	
一	第一級総合無線通信士	二一、二〇〇
二	第二級総合無線通信士	一八、八〇〇
三	第三級総合無線通信士	一三、六〇〇
四	第一級海上無線通信士	一七、四〇〇
五	第二級海上無線通信士	一五、三〇〇
六	第三級海上無線通信士	九、六〇〇
七	第四級海上無線通信士	七、四〇〇
八	第一級海上特殊無線技士	七、五〇〇
九	第二級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十	第三級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十一	レーダー級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十二	航空無線通信士	九、三〇〇
十三	航空特殊無線技士	六、四〇〇
十四	第一級陸上無線技術士	一六、五〇〇
十五	第二級陸上無線技術士	一三、七〇〇
十六	第三級陸上無線技術士	六、三〇〇
十七	第一級陸上特殊無線技士	五、六〇〇
十八	第二級陸上特殊無線技士	五、六〇〇
十九	第三級陸上特殊無線技士	五、五〇〇
二十	国内電報級陸上特殊無線技士	五、五〇〇

第十四條	法第四十一條の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、一、七五〇円とする。	
第十五條	船舶局無線従事者証明申請手数料 (船舶局無線従事者証明の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、二、四五〇円とする。)	
第十六條	船舶局無線従事者証明に係る訓練の手数料 (船舶局無線従事者証明の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、一九、九〇〇円とする。)	
第十七條	法第四十八條の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、三、四〇〇円とする。	
第十八條	免許状等の再交付申請手数料 (免許状等の再交付申請手数料)	
一	免許状の再交付	一、三〇〇円
二	登録状の再交付	一、二五〇円
三	登録証の再交付	一、四〇〇円
四	免許証の再交付	二、二〇〇円
五	船舶局無線従事者証明書の再交付	二、八五〇円
2	情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一、三〇〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第二号中「一、二五〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第三号中「一、四〇〇円」とあるのは「一、二五〇円」とする。	
第十九條	法第七十條の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、六二、九〇〇円とする。	

(定期検査手数料)

**第二十条** 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査(以下「定期検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種類及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

無線局の種類	基本送信機の規模検査手数料 (空中線電力による) (単位円)
一 船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船局)	一〇ワット以下の二七、五〇〇
二 総トン数五〇〇トン未満の漁船の船局	一〇ワットを超え二二、三〇〇
三 船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	一五、四〇〇
四 基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く)	一〇ワット以下の二七、〇〇〇

五 テレビジョン基幹放送局	一〇ワットを超え一〇二、え三ワット以下の二〇〇もの
六 その他の無線局	一〇ワットを超え一一八六、三ワット以下の六〇〇もの
	一〇ワットを超え二三五、一〇〇ワット以下の一〇〇もの
	一〇ワットを超え二七五、え一キロワット以下四〇〇もの
	一キロワットを超え三三九、え一キロワット以下四〇〇もの
	一〇キロワットを超え四四三、え一キロワット以下二七、一〇〇もの
	一〇ワットを超え一〇三、え三ワット以下の二〇〇もの
	三ワットを超え一一八四、〇ワット以下の二〇〇もの
	一〇ワットを超え二七三、一〇〇ワット以下一〇〇もの
	一〇〇ワットを超え三三六、え一キロワット以下九〇〇もの
	一キロワットを超え五三四、え一キロワット以下九〇〇もの
	一〇キロワットを超え六九五、え一キロワット以下九〇〇もの
	一ワット以下の二七、一〇〇もの
	一ワットを超え二六、三ワット以下の二〇〇もの
	五ワットを超え一三三、二〇ワット以下の二〇〇もの

無線局の種類	送信機の規模(空中線電力による)検査手数料 (単位円)
一 船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船局)	一〇ワット以下の七、一〇〇
二 総トン数五〇〇トン未満の漁船の船局	一〇ワット以下の三、七五〇
	一〇ワットを超え五、八〇〇もの
	五〇ワットを超え一三、八〇〇もの
	五〇〇ワット以下の二〇〇もの
	五〇〇ワットを超え一七、二〇〇もの
	五〇〇ワット以下の二〇〇もの
	五〇ワットを超え一四、五〇〇もの
	三ワット以下の二〇〇もの
	一〇ワットを超え一四、八〇〇もの
	一〇〇ワット以下の九〇〇もの
	一〇キロワットを超え一〇、九〇〇もの
	一〇ワット以下の六、七〇〇もの
	一〇ワットを超え二六、〇〇〇もの
	え三ワット以下の二〇〇もの
	三ワットを超え一四、五〇〇もの
	〇ワット以下の二〇〇もの
	一〇ワットを超え一六、八〇〇もの
	一〇〇ワット以下の二〇〇もの
	一キロワットを超え一三、二〇〇もの
	え一キロワット以下の三〇〇もの

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類及びその規模に應ずる次の表による額(当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額)を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

三 船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	一〇ワット以下の二六、七〇〇
四 基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く)	一〇ワットを超え二六、〇〇〇もの
	一〇ワット以下の二〇〇もの
	三ワットを超え一四、五〇〇もの
	一〇ワットを超え五九、六〇〇もの
	一〇〇ワット以下の二〇〇もの
	一〇〇ワットを超え六九、三〇〇もの
	え一キロワット以下の二〇〇もの
	一キロワットを超え八六、九〇〇もの
	え一キロワット以下の二〇〇もの
	一〇キロワットを超え一三、二〇〇もの
	え一キロワット以下の三〇〇もの

六	その他の無線局	一〇キロワットを 超えるもの	九〇〇
一	ワット以下の	四、一五	
二	ワットを超え五	六、四〇	
三	ワット以下の	〇	
四	ワットを超え一八	一〇	
五	ワット以下の	〇	
六	ワットを超え一	二、七	
七	ワット以下の	〇	
八	ワットを超え二	四、一	
九	ワット以下の	〇	
一〇	ワットを超え三	六、八	
一一	ワット以下の	〇	
一二	ワットを超え四	四、〇	
一三	ワット以下の	〇	
一四	ワットを超え五	六、〇	
一五	ワット以下の	〇	
一六	ワットを超え六	八、〇	
一七	ワット以下の	〇	
一八	ワットを超え七	一〇、〇	
一九	ワット以下の	〇	
二〇	ワットを超え八	一二、〇	
二一	ワット以下の	〇	
二二	ワットを超え九	一四、〇	
二三	ワット以下の	〇	
二四	ワットを超え一〇	一六、〇	
二五	ワット以下の	〇	
二六	ワットを超え一〇	二六、三〇〇	
二七	ワット以下の	〇	
二八	ワットを超え一〇	四三、一〇〇	
二九	ワット以下の	〇	
三〇	ワットを超え一〇	五三、二〇〇	
三一	ワット以下の	〇	
三二	ワットを超え一〇	六七、三〇〇	
三三	ワット以下の	〇	
三四	ワットを超え一〇	八六、九〇〇	
三五	ワット以下の	〇	
三六	ワットを超え一〇	九九、五〇〇	
三七	ワット以下の	〇	

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して

5 多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について定期検査が同時に行われるときに当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該定期検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該定期検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額(多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする)を減じた額

6 定期検査が当該無線局に係る変更検査に併せて行われる場合の当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの各項の規定による手数料の額から当該無線局に係る変更検査を受けるための第四条の規定による手数料の額を控除して得た額とする。

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円(当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に於ては、二、三〇〇円)(情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合に於ては、二、一五〇円)とする。

第二十一条 法第二百一十八條第一項の規定による較正(指定較正機関が行うものを除く)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該較正を受ける測定器その他の設備の種類に従い、次の表による額とする。

測定器その他の設備	較正手数料 (単位円)
一周波数計	一〇二、八〇
空洞共振器を用いるもの	六九、六〇〇
その他のもの	一三三、五〇
二スペクトル分析器	一三三、五〇
三 電界強度測定器	二四八、六〇
三以上の異なる周波数において電界強度を測定するもの	〇
その他のもの	二〇二、五〇
四 高周波電力計	二四八、六〇
三以上の異なる周波数において高周波電力を測定するもの	〇
その他のもの	二四八、六〇
五 電圧電流計	一三三、〇〇
六 標準信号発生器	一三三、五〇
三以上の異なる周波数の範囲において信号を発生するもの	〇
その他のもの	一〇〇、二〇
七 周波数標準器	一三八、六〇

(手数料の納付方法等)

第二十二条 第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までに規定する手数料(国に納付するものに限る)は、その申請(第三条の手数料にあつては、落成の届出)に際し、当該申請(第三条の手数料にあつては、当該届出)に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

2 第十六条及び第二十条に規定する手数料は、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

3 第十二条又は第十三条に規定する手数料であつて指定講習機関又は指定試験機関に納付するものの納付方法については、法第三十九条の五第一項(法第四十七条の五において準用する場合を含む)の業務規程の定めるところによる。

4 前条に規定する手数料の納付方法は、国立研究開発法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。

附則 この政令は、電波法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百四十号)の施行の日(昭和三十三年十一月五日)から施行する。

附則 (昭和三十六年二月二十六日政令第 四二八号)  
この政令は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年七月一日政令第二六八号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年二月二日政令第 四四〇号)  
この政令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和五三年四月二五日政令第一 四四四号)  
この政令は、昭和五十二年五月一日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

1 この政令の施行前に実施の公告がされた無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

2 この政令の施行前に行われた無線従事者国家試験に合格し、又は無線従事者の養成課程を修了した者が法第四十一条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附則 (昭和五五年五月二〇日政令第一 三二一號)  
この政令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

1 この政令の施行前に実施の公示がされた無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

2 昭和五十五年五月三十一日までに行われた無線従事者国家試験に合格し、又は無線従事者の養成課程を修了した者が電波法第四十一条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附則 (昭和五六年五月二二日政令第一 七八号)



この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月二十五日）から施行する。

附則（平成一四年一月二五日政令第一七号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。

附則（平成一四年六月二五日政令第二三一号）

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一五年一月三一日政令第二五号）

この政令は、電波法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十八号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附則（平成一五年二月一〇日政令第五〇一号）

この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第一二号）

1 この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一月三〇日政令第一四号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月九日政令第二二八号）

この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。

附則（平成一七年三月三一日政令第一〇一号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一五政令第一五九号）

この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。

附則（平成二〇年一月二五日政令第一二号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月一九日政令第五〇号）

この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年四月七日政令第一九号）

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月二十三日）から施行する。

附則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年二月二七日政令第五九号）

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月三三日政令第四〇号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附則（平成三〇年七月二五日政令第二一九号）

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年十一月二五日政令第一六一号）

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

附則（令和元年十一月二五日政令第一六二号）

（施行期日）  
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則（令和元年二月二三日政令第一八三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和四年八月三一日政令第二八九号）

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附則（令和五年二月八日政令第三五一号）

この政令は、令和五年十二月二十五日から施行する。